|  |
| --- |
| 処理委託先の確認状況　調査票 |
| 確認した年月日 | 　　　　　年　　　　月　　　　日（　　） |
| 確認した者の氏名等 | 会社名 |  |
| 所属等・氏名 |  |
| 確認の方法 | 　　□　自ら確認　　　　□　代理人等が確認 |
| 代理人等の氏名等 | 会社名 |  |
| 所属等・氏名 |  |
| 確認先（処分委託先） | 事業者名 |  |
| 所在地 |  |
| 処理施設の種類 | □ 脱水施設　　□ 乾燥施設　　□ 中和施設□ 破砕施設　　□ 焼却施設　　□ 最終処分場□ その他（ 　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 対応者（所属等・氏名） |  |
| 確　認　事　項 | 適・否 |
| 産業廃棄物の処分の状況 | 施設が使用可能な状況である | □適　□否 |
| 施設外への廃棄物の飛散・流出がない | □適　□否 |
| 最終処分場の残余容量が十分である | □適　□否 |
| 安定型産業廃棄物の最終処分場の場合、展開検査が適正に行われている | □適　□否 |
| 産業廃棄物の保管場所の状況 | 保管場所の周囲に囲いがある | □適　□否 |
| 保管場所であることを示す表示がある | □適　□否 |
| 廃棄物の飛散・流出がない | □適　□否 |
| 保管上限以内の保管である | □適　□否 |
| （　備　考　） |

本調査票は、５年間保存することが望ましい。

調査票の記載にあたって

施設が使用可能な状況であるとは？

→ 讃仰廃棄物を処理する施設が故障、損壊していないか等、目視、聞き取りによ

り確認し、それらに該当する場合は不適となります。

なお、目視にあたっては、現場作業員等の指示に従い、安全第一で実施してく

ださい。

施設外への廃棄物の飛散・流出とは？

→ 産業廃棄物が場内に過度に散乱している状況、あるいは産業廃棄物を処理して

いる施設から公道等の施設外へ産業廃棄物が飛散している状況が確認された場

合は不適となります。

最終処分場の残余量が十分であるとは？

→ 本来許可されている最終処分場の容量を超えて産業廃棄物が積み上げられてい

る場合等は不適となります。

安定型産業廃棄物の最終処分場の場合、展開検査が適正に行われているとは？

→ 安定型産業廃棄物の最終処分場には、安定５品目（廃プラスチック類、ゴムく

ず、金属くず、ガラスくず等、がれき類）しか埋め立てることができません。

これら以外の産業廃棄物が搬入されないように、安定型産業廃棄物の最終処分

業者は埋め立てる前に安定５品目以外の付着又は混入が認められないことを確

認しています。

この確認を委託処理業者が実施していない場合は不適となります。

保管場所の周囲に囲いがある、保管場所であることを示す表示があるとは？

→ 産業廃棄物を処理を行うまでに保管する場合には、様々な基準があります。

具体的には調査票に記載してあることを遵守しなければなりません。

保管場所の周辺に囲い、表示がない、保管場所から廃棄物が飛散流出している、

保管場所に産業廃棄物がうずたかく積まれている場合等は不適となります。

＜屋外における産業廃棄物保管の基準＞

